## 人材と競争政策に関する検討会(第1回)議事要旨

- 1 日 時 平成29年8月4日(金) 10:00 ~ 12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり (川井委員は欠席)
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 検討会の趣旨・議事の取扱い
  - (3) 経済産業省からのプレゼンテーション
  - (4) 厚生労働省からのプレゼンテーション
  - (5) 中村委員からのプレゼンテーション
  - (6) 討議
  - (7) 閉会
- 5 議事概要 各委員から出された意見等は以下のとおり。
- 労働サービスが市場での取引とみなされるか否かは、労働者が事業者性を有する か否かが判断基準になる。この際、事業者性は労働者個人単位ではなく、その働く 局面に応じて判断されるべきではないか。プロスポーツ選手、俳優、タレント等の 行為については、場面又は行為によって独占禁止法、労働法のいずれの適用もあり 得るのではないか。
- 〇 近年の最高裁判決により労働者の範囲が拡大されたことも踏まえ、事業者的な労働者の団体が締結した労働協約は独占禁止法上どのように評価されるのか。
- 被用者・受注者側でなく、使用者・発注者側のカルテルといった共同行為がより 論点として注目されるべきではないか。
- フリーランス等について起こっている今日的な問題について,独占禁止法の観点 から先手を打った議論が必要ではないか。
- 全体的な傾向として、個人と企業の間に情報の非対称性や交渉力の差が存在する ことから、それらを踏まえた上で行為を評価する必要があるのではないか。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室

電話 03-3581-4919 (直通)

ホームページ http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html

- 〇 競業避止義務,守秘義務,排他条件を課す等の使用者・発注者の行為の根拠(営業秘密,ノウハウの流出防止,人材育成投資等)と,当該根拠により正当化される射程を考える必要があるのではないか。
- 独禁法制,労働法制何れを適用するのかという問題はあるが,その前提として, 共同行為,単独行為それ自体について経済学的な評価をする必要があるのではない か。

以上

(速報のため事後修正の可能性あり。)

## 人材と競争政策に関する検討会委員名簿

荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授 (競争政策研究センター主任研究官)

風神 佐知子 中京大学経済学部准教授

川井 圭司 同志社大学政策学部教授

神林 龍 一橋大学経済研究所教授

座長 泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

高橋 俊介 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士

土田 和博 早稲田大学法学学術院教授

中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

中村 天江 リクルートワークス研究所労働政策センター長

和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授 (競争政策研究センター主任研究官)

(オブザーバー)

文部科学省 (スポーツ庁)

厚生労働省

経済産業省

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年8月4日現在]